

習志野市立小学校及び中学校における学習用タブレット型情報端末等の利用及び管理に関する要綱

習志野市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における学習用タブレット型情報端末(以下「タブレット端末」という。)及びモバイルルーターの利用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 タブレット端末を利用する目的は、学校の教育課程に則った学習の質の向上、学習内容の定着、校務の効率化及び学校と家庭との情報共有に資することとする。

(所有者等)

第3条 タブレット端末の所有者は、習志野市教育委員会とする。

2 タブレット端末の管理責任者は、学校の長(以下「校長」という。)とする。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、全てのタブレット端末が最良の状態で見られるように、保管場所を定め、適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、全てのタブレット端末が適切に見られるように、利用状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。

3 管理責任者は、次に掲げる事項を全て満たしている場合に限り、アプリケーションをタブレット端末にインストールすることができる。

(1) アプリケーションが第2条の目的を達成するために有益であること。

(2) アプリケーションの作成者が信頼できるものであること。

(3) アプリケーションのインストールが有料である場合は、事前に教育長との協議を行ったこと。

4 管理責任者は、定期的にタブレット端末を確認し、不要なデータ等をその都度削除しなければならない。

(利用者)

第5条 タブレット端末を利用することができる者は、学校に在籍する児童生徒とする。

2 タブレット端末を利用しようとする児童生徒及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)は、管理責任者に対し確認書(別記様式)を提出しなければならない。

(利用者の責務)

第6条 前条第2項の確認書を提出した児童生徒(以下「利用者」という。)及びその保護者(以下これらを「利用者等」という。)は、善良な管理者としてタブレット端末を適切に見、毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

- 2 利用者等は、転出、卒業等により学校に在籍しなくなる場合は、タブレット端末に保存したデータを削除し、タブレット端末及びその付属品について原状回復した上で、在籍期間が終了する日前までに学校に返却しなければならない。
- 3 利用者の保護者は、第9条第1号に該当したとき及び利用者等の故意又は重大な過失によりタブレット端末の全部又は一部が利用できなくなったときは、当該タブレット端末の修理又は購入に係る費用を負担するものとする。

(適正利用等)

第7条 利用者等は、タブレット端末の適正な利用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、習志野市個人情報保護条例(平成10年条例第22号)その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者等は、タブレット端末について、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第2条の目的以外の目的のために利用すること。
- (2) セキュリティ対策のある信頼できる Wi-Fi 以外に接続すること。
- (3) ID 及びパスワードを変更し、及び漏えいすること。
- (4) メールアドレス、クラウド用アカウント等を作成すること。
- (5) 個人情報をインターネット上に掲載すること。
- (6) 正当な理由なくハードウェア又はソフトウェアの設定を変更すること。
- (7) ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用すること。
- (8) アプリケーション内において課金すること。
- (9) Windows 等において制限を解除すること。
- (10) 管理責任者の許可を得ていない USB 等外部記録媒体を接続すること。
- (11) その他情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為をすること。

3 利用者が学校外でタブレット端末を利用した場合の通信費については、第10条第1項各号(第4号を除く。)に定める場合を除き、利用者の保護者が負担する。

4 有料サイトの使用料、アプリケーションの課金等利用者等が行った行為によって発生した費用については、利用者の保護者が負担する。

(利用の停止)

第8条 管理責任者は、前条第1項及び第2項の規定に違反した利用者等に対し、改善するよう指導しなければならない。この場合において、指導後も改善がみられないときは、管理責任者は、当該利用者のタブレット端末の利用を停止する。

(事故及び障害)

第9条 利用者等は、タブレット端末について次に掲げる事故及び障害(以下「事故等」という。)が発生した場合は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) タブレット端末を毀損し、若しくは紛失したとき又は盗難の被害に遭ったとき。
- (2) パスワードが第三者に漏えいした可能性があるとき。
- (3) タブレット端末が正常に動作しなくなったとき。

(4) データの改ざん若しくは抹消、不正利用、無権限者のアクセス、コンピュータウイルスの侵入等又はそれらのおそれのある事実を発見したとき。

(モバイルルーターの貸与)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育長は、利用者の保護者(オンライン授業を受けるためのインターネットの通信環境が整っていない者であって、教育長が認めたものに限る。)(以下「貸与対象者」という。)に対し、管理責任者を通じてモバイルルーターを貸与する。

(1) 臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖その他利用者が登校できない状況が生じ、オンライン授業を実施するとき。

(2) 長期入院又は療養によって、利用者が登校できない状況が生じたとき。

(3) 登校できない利用者の学びの保障のために校長が必要と判断したとき。

(4) その他教育長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により、モバイルルーターを貸与する期間は、同項第1号に該当する場合はオンライン授業を実施する期間とし、同項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は教育長がその都度定める。

3 第1項の規定により貸与したモバイルルーターの使用に係る通信費については、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは原則として市の負担とし、同項第4号に該当する場合は原則として貸与対象者の負担とする。

4 貸与対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理責任者を通じて教育長にモバイルルーターを返還しなければならない。

(1) 第1項に定める貸与対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 第2項に定める貸与期間が終了したとき。

(3) 貸与対象者がモバイルルーターを必要としなくなったとき。

(4) その他教育長が必要と認めるとき。

5 第6条第1項、第7条第1項及び第2項、第8条並びに第9条の規定は、モバイルルーターの貸与について準用する。

(報告)

第11条 管理責任者は、第9条(前条第5項の規定により準用する場合を含む。)の規定により事故等の報告があったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(協議)

第12条 この要綱に定めるもののほかタブレット端末の利用及び管理に関して疑義が生じた場合は、管理責任者と教育長との間で協議するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。



別記様式(第5条第2項)

(表)

## 確認書

学校長 宛て

裏面記載の習志野市教育委員会が所有する学習用タブレット端末の利用における重要事項について、確認しました。

年 月 日

所属： 習志野市立 \_\_\_\_\_ 学校

児童生徒氏名 : \_\_\_\_\_

保護者氏名 : \_\_\_\_\_ (自署)

(裏)

## がくしゅうよう たんまつ りよう じゅうようじこう 学習用タブレット端末の利用における重要事項

- 1 タブレット端末は、学校や家庭での学習及び学校と家庭との連絡に限り利用します。
- 2 タブレット端末への充電は、必要に応じて家庭でも行います。
- 3 インターネットへのアクセスでは、ルールやマナーを守り、個人情報  
の保護、人権擁護、著作権の保護等に十分注意します。トラブルが発生  
したら、すぐに学校へ連絡します。
- 4 タブレット端末が正常に使用できなくなった場合は、すぐに学校へ  
報告します。
- 5 転出、卒業等の場合は、タブレット端末及びその付属品（ケース、  
充電器、タッチペン等）を学校に返却します。
- 6 タブレット端末が家庭で紛失や盗難の被害に遭った場合や、児童生徒若  
しくは保護者の故意若しくは重大な過失によりタブレット端末が利用で  
きなくなった場合は、修理又は購入にかかる費用が保護者の負担になる  
場合があります。
- 7 タブレット端末で利用した有料サイトの利用料、アプリケーションの  
課金、学校外でタブレット端末を利用した場合の通信費等利用者が行っ  
た行為によって発生した費用は、保護者の負担とします。